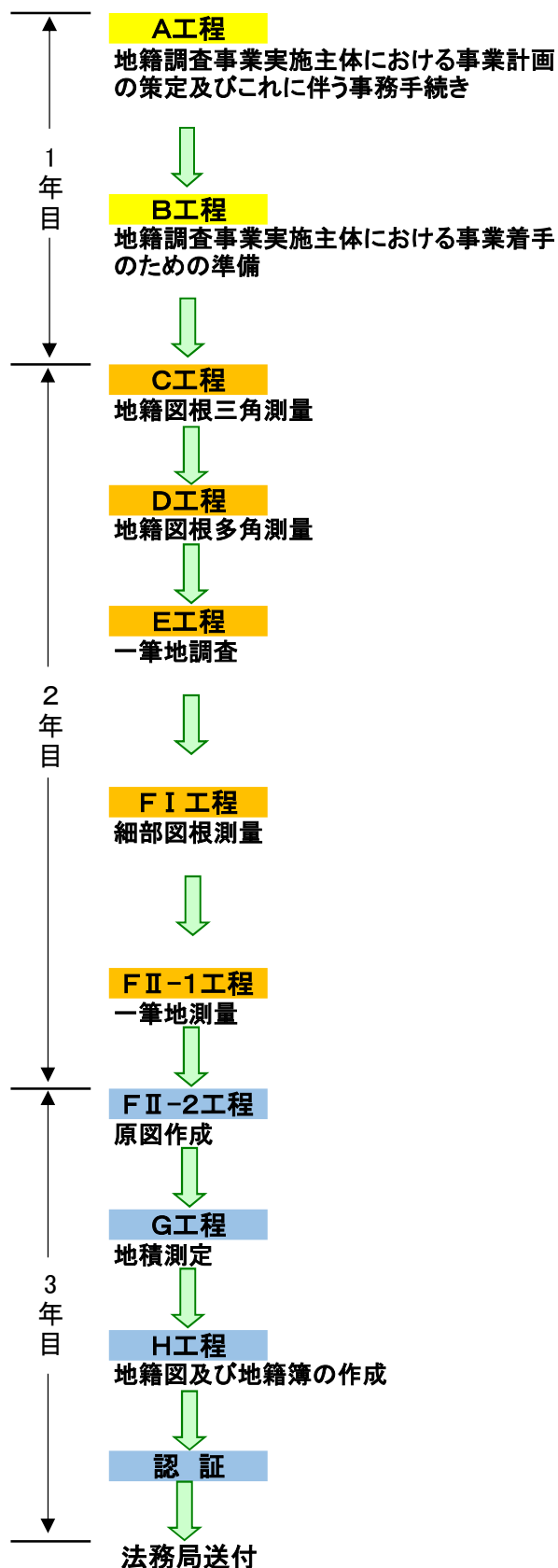


地籍調査の作業工程



A・B工程

調査体制の確立、調査区域の事前調査など必要な準備を行います。

C工程

国家基準点等を基にし、GNSS(衛星)測量により地籍図根三角点を設置し測量する作業。

D工程

地籍図根三角点(C工程)等を基にして、トータルステーション等を用い、調査地域に多角網(1次、2次、3次路線)を構成するような地籍図根多角点を設置し測量する作業。

E工程

登記簿および公図を基にして、土地所有者等の立ち会いのもとに、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目および境界に関する調査で、地籍簿作成の基礎となる作業。

F I 工程

地籍図根多角点等を基にして、トータルステーションを用い調査地域に多角網(4次、5次路線及び放射)を構成するような細部図根点を設置し測量する作業。

F II-1 工程

E工程の完了した一筆ごとの土地について多角点等を基準とし測量を行う作業。

F II-2 工程

F II-1 工程により測定された筆界点座標値の結果をもとに原図を作成する作業。

G工程

F II-1 工程により測定された筆界点座標値の結果を、一筆ごとの土地の面積を測定する作業。

H工程

上記の各作業工程における調査および測量の結果作成された地籍簿案および原図を一般の閲覧に供して、成果品としての地籍簿および地籍図を作成する作業。

認証

地籍調査による地籍図、地籍簿を県が審査し、国の承認を得て県知事が認証

法務局送付

認証された地籍図、地籍簿の写しを法務局へ送付。